

## 第1 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

- 医師の偏在は長きにわたり全国的な課題として認識されながら、現時点においても、その解消は図られていません。

平成20年度(2008年度)以降、地域枠を中心とした全国的な医師数の増加等が行われてきましたが、医療需要との間に不均衡が生じた状況が続いており、こうした医師偏在への対策が十分図られなければ、地域や診療科といったミクロの領域での医師不足の解消にはつながらないと考えられています。

- 本道においても、人口10万人当たりの医療施設従事医師数は年々増加しており、道全体では全国平均に近い水準で推移している一方、第二次医療圏ごとに見ると、全国平均を上回っているのは上川中部圏域・札幌圏域の2圏域のみとなっているなど、都市部に医師が集中している傾向にあります。

- こうした中、国の医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会において、早急に対応する必要がある実効的な医師偏在対策について検討が行われ、平成29年(2017年)12月に第2次中間取りまとめが公表されました。

さらに、地域の医師偏在の解消を通じて地域の医療提供体制を確保するため、平成30年(2018年)7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県間及び二次医療圏間の偏在を是正するための医師確保対策等について、都道府県の医療計画の一部として新たに「医師確保計画」を策定することとなりました。

- この医師確保計画は、国が新たに算定する医師数の多寡を統一的・客観的に比較・評価する医師偏在指標に基づき、医師多数区域や医師少数区域等を設定した上で、医師少数区域等における医師を確保し、二次医療圏間の医師の偏在是正を目指すものです。

- このため、道では、平成31年(2019年)3月に国から示された「医師確保計画策定ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等を参考にしながら、短期的のみならず長期的な視点にも立った上で、広域分散型の本道の実情も踏まえ、北海道全体の医師の確保と、二次医療圏間における医師の偏在是正を目指し、「北海道医師確保計画」(以下「本計画」という。)を取りまとめました。

また、関係機関等との連携を一層強化するとともに、医師確保対策を地域医療構想や医師の働き方改革と三位一体のものとして捉えて実施していくことにより、実効性を確保しながら、本計画を推進していくこととします。

## 2 道が目指す姿

- 北海道医療計画の基本理念である、「住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的かつ継続的に提供する体制の確立」に向けて、地域医療構想や国における医師の働き方改革の推進状況等も踏まえ、本道における医師の地域偏在の是正を目指します。
- 本計画の実施・達成を積み重ね、1計画期間ごとに、医師少数区域に属する二次医療圏がこれを脱することを繰り返し、医師の地域偏在の是正は2036年度までに達成することを目標とします。

## 3 計画の位置づけ

- 本計画は、医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づき、北海道医療計画の一部として策定します。

## 4 計画の期間

- 北海道医療計画に合わせ、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4年間を計画期間とし、令和6年度(2024年度)以降は、3年間とします。
- 医師偏在是正の目標とする2036年度までの間において、3年ごとに4度の見直しを行い、本道における医師の地域偏在の是正を目指します。

年 度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
医 療 計 画	第7次						第8次						第9次						偏在是正目標年
医師確保計画			第7次 (第1期)			第8次(前期) (第2期)		第8次(後期) (第3期)		第9次(前期) (第4期)		第9次(後期) (第5期)							

## 5 計画の区域

- 計画の対象となる区域は、北海道全体及び二次医療圏については医療法に基づく「第二次医療圏」と同じ21区域とします。

二次医療圏	市 町 村
南 渡 島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
南 檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
北 渡 島 檜 山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
札 幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後 志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
南 空 知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
中 空 知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
北 空 知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
西 胆 振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
東 胆 振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
日 高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
上 川 中 部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
上 川 北 部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府町、中川町
富 良 野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留 萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
北 網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
遠 紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十 勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

## 6 計画の策定・推進体制

- 本計画の策定に当たっては、医師会や医育大学、市町村のほか、関係機関の代表者等で構成する「北海道医療対策協議会」において必要な協議を行うとともに、北海道総合保健医療協議会との連携・情報共有や、パブリックコメントを実施して広く道民からも意見を伺いながら計画案をとりまとめました。

また、本計画は、北海道医療計画の一部として位置付けられていることから、北海道医療審議会に計画の策定を諮問し、答申を踏まえて策定しました。

- 計画については、引き続き「北海道医療対策協議会」で協議を行うなどして、推進していきます。